

## 勝山市監査公表第12号

地方自治法第199条第14項の規定により、勝山市長から監査の結果に基づき措置を講じた通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年3月29日

勝山市監査委員 藤村 敏夫

勝山市監査委員 丸山 忠男

### 記

- 1 監査対象  
令和3年度 財政援助団体等監査
- 2 措置内容  
別紙のとおり

(別紙)

財政援助団体等監査の結果に基づく措置について（令和3年度）

対象施設：勝山市ジオターミナル  
勝山市道の駅「恐竜溪谷かつやま」  
指定管理者：勝山市観光まちづくり株式会社  
市所管課：商工観光・ふるさと創生課

監査の結果（指摘事項等）	措置内容又は措置方針等（改善等内容）
<p><b>【指定管理者・市所管課共通事項】</b> <b>指定管理施設の収支報告について</b></p> <p>指定管理施設の収支報告については、4月から3月までの年度で行うが、指定管理者の決算日が令和2年度に3月31日から11月30日に変更されたことにより、収支報告の金額と会計帳簿の金額の一致が容易には確認できない状況にあった。</p> <p>また、収支報告の勘定科目体系と会計上の勘定科目体系が異なるため、収支報告用に手集計が必要となり事務が煩雑化している。</p> <p>決算日を従前の3月31日に戻すことや、会計上の部門や勘定科目を収支報告が容易に作成できるように設定することを検討されたい。</p>	<p>指定管理者：決算日については、令和4年2月に開催された勝山市観光まちづくり株式会社株主総会にて、3月31日に変更しました。</p> <p>勘定科目を指定管理業務収支報告に合わせた変更は難しいため、次善策として両者を比較できる資料を追加いたします。</p> <p>市：決算日等の重要な変更に関しては十分協議した上で実施いたします。</p>
<p><b>【指定管理者・市所管課共通事項】</b> <b>指定管理施設の月次報告について</b></p> <p>指定管理施設の月次報告については、仕様書に報告事項が定められているが、施設利用状況及び収入実績以外の項目について報告が見受けられなかった。</p> <p>施設管理経費等の収支状況、修繕実施状況、事故、苦情等の内容及びその対応について、仕様書に基づく報告を徹底されたい。</p>	<p>指定管理者：施設利用状況及び収入実績に加え、修繕実施状況、事故、苦情等の内容及びその対応について報告を行います。</p> <p>市：仕様書に基づく報告であるか確認を徹底します。</p>

監査の結果（指摘事項等）	措置内容又は措置方針等（改善等内容）
<p><b>【指定管理者・市所管課共通事項】</b>  <b>自主事業の承諾と納付金について</b></p> <p>勝山市ジオターミナルにおける自主事業の実施については、基本協定書第 39 条による市の承諾と第 25 条による売上額の 5%納付が定められている。</p> <p>令和 2 年度に実施した自主事業の一部について、手続きがなく、納付金も納められていない事例が見受けられた。</p> <p>自主事業の実施については、協定書に基づく手続きを遵守し、納付金の漏れがないよう注意されたい。</p>	<p>指定管理者: 指摘を受けたとおり納付しました。</p> <p>市: 令和 2 年度分の自主事業について納付書を発行し、納付を確認しました。基本協定及び仕様書に基づき指定管理者が行うべき業務、報告を双方が再確認し、ミスのないよう周知徹底しました。</p>
<p><b>【指定管理者・市所管課共通事項】</b>  <b>備品管理について</b></p> <p>勝山市道の駅「恐竜溪谷かつやま」の備品の管理対象については、基本協定書第 6 条に定められているが、指定管理者の備品台帳と現物が一致していないものが一部見受けられた。</p> <p>指定管理者の備品台帳を修正するとともに、市の備品については、シール等で番号を表示するなど適正に管理されたい。</p>	<p>備品一覧について双方で詳細に確認を行い、備品台帳の修正を行いました。</p>
<p><b>【指定管理者】</b>  <b>退職給付引当金の計上について</b></p> <p>退職金については、就業規則第 40 条及び第 41 条に定められていることから、退職給付引当金の計上を行う必要があるので、適正に対処されたい。</p>	<p>第 9 期（令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月）決算から退職給付引当金を計上します。</p>

監査の結果（指摘事項等）	措置内容又は措置方針等（改善等内容）
<p><b>【指定管理者】</b>  <b>決算諸表の表示について</b></p> <p>(1) 個別注記表に「1. 継続企業の前提に関する注記」のタイトルが記載されているが、その内容が記載されていない。問題がないのであれば「該当なし」と記載するか、タイトルを記載しないことが考えられるので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 資産の評価基準について、棚卸資産の評価基準及び評価方法を記載すべきであり、適正に処理されたい。</p>	<p>(1)、(2)ともに当社会計事務所に協議依頼をしましたので、第9期（令和5年4月～令和6年3月）決算から対応します。</p>
<p><b>【市担当課】</b>  <b>使用料に係る消費税の取扱いについて</b></p> <p>指定管理者はジオターミナル内の物販、飲食事業での収入額の5%について、使用料として市に納付することになっており、当該収入について、消費税抜きの売上高を根拠として算出し、算出結果に消費税はかけていない。</p> <p>一方で、使用料は消費税法上課税取引となっている。対象法人では税抜き金額で算定した使用料について、課税取引として会計処理しているため、実質的5%÷1.1分の負担率となっている。</p> <p>使用料にかかる消費税の取扱いについて、他の指定管理施設との兼ね合いも含め協定書等に具体的に明記されたい。</p>	<p>使用料については、他の指定管理施設の状況を鑑み、令和4年度より消費税込みの売上高を算出根拠としました。また、双方が毎年確認できるように、年度協定書に明記しました。</p>

財政援助団体：勝山市観光まちづくり株式会社

市所管課：商工観光・ふるさと創生課、農林政策課

監査の結果（指摘事項等）	措置内容又は措置方針等（改善等内容）
<p><b>【勝山市観光まちづくり株式会社】</b> <b>再委託の事務手続きについて</b></p> <p>勝山しごと人「発掘・体験・推進」事業業務委託について、仕様書で再委託等の制限が規定されているが、市への事前の書面報告等の手続きなく再委託を行っていた。</p> <p>業務の履行にあたっては、仕様書に基づく手順を遵守されたい。</p>	<p>仕様書のとおり、書面報告等が必要な再委託等については、書面報告等の手続きを行います。</p>
<p><b>【市所管課】（商工観光・ふるさと創生課）</b> <b>前回の監査結果に係る対応について</b></p> <p>前回（H30年度）監査において、補助金収入にて取得した固定資産の処分制限期間を明確にするよう指導したところである。</p> <p>担当課より、規則の改正等について総務課と協議する旨通知を受けているが、実際は協議がなされていないようであった。</p> <p>前回の監査結果に対し、検討がされていないことは遺憾であり、適正に対処されたい。</p>	<p>令和4年5月に、勝山市補助金等交付規則の一部を改正し、補助金収入にて取得した固定資産の処分制限期間を明確化しました。規則の改正が遅れたことについては、今後はこのようなことがないように注意いたします。</p>
<p><b>【市所管課】（商工観光・ふるさと創生課）</b> <b>委託業務の適正な履行確認と事業効果について</b></p> <p>勝山しごと人「発掘・体験・推進」事業業務委託について、仕様書で再委託等の制限を規定しているが、受託者からの事前の書面報告等の手続きなしに再委託が行われており、履行確認が不十分であったので注意されたい。また、同業務は、市内企業における人員の確保や採用力の向上、雇用のミスマッチ解消などを目的として仕様書に定める各種事業を委託しており、これまで複数年実施されているが参加人数や企業数は十分でないように見受けられた。</p> <p>今後は事業目的の実効性が高められるよう、受託者の意見も取り入れながら、事業効果の検証や計画へのフィードバックを積み重ねられたい。</p>	<p>仕様書のとおり、書面報告等が必要な再委託等については、書面報告等の手続きを行います。</p> <p>今後の事業実施については、受託者をはじめ商工会議所など関係機関と意見を共有しつつ、効果を鑑みながら事業構築を行います。</p>

監査の結果（指摘事項等）	措置内容又は措置方針等（改善等内容）
<p><b>【市所管課】（農林政策課）</b>  <b>補助金交付決定に係る審査について</b></p> <p>勝山市農地活用支援事業（道の駅出荷奨励事業）補助金について、要綱第6条の規定により、補助対象事業者は道の駅の指定管理者にあらかじめ補助金の申請、交付に係る事務を委任することとされているが、一部委任状がないまま補助金が交付されていた。</p> <p>補助金の交付決定に係る審査については、要綱の規定に基づき適正に行われたい。</p>	<p>要綱の規定に基づき、交付決定に係る審査事務について複数人で行い、適切に事務処理を行います。</p>
<p><b>【市所管課】（農林政策課）</b>  <b>業務委託における個人情報の取扱いについて</b></p> <p>ふるさと農林産物等詰め合わせ発送事業業務委託について、個人情報の取扱いがあるが、その措置については、個人情報保護条例第12条の規定に基づき仕様書に明記された</p>	<p>個人情報を取り扱う業務の委託に関して、契約書に個人情報の保護に関する特記仕様書を添付し、発注者、受注者ともに個人情報を適切に取り扱うよう徹底します。</p>